改正案	現行
<< 凡 例 >>	<< 凡 例 >>
I 略表記(省略)	I 略表記(省略)
II 改正年月日       ア 平成19年4月1日選用         イ 平成19年11月30日改正       ウ 平成20年4月1日改正         エ 平成21年4月1日改正       オ 平成22年4月1日改正         カ 平成23年4月1日改正       キ 平成24年4月1日追加・改正         ク 平成24年10月1日追加       ケ 平成25年4月1日追加         エ 平成29年4月1日追加       中 平成29年4月1日追加         カ 平成31年4月1日追加       シ 平成31年4月1日追加・改正         シ 平成31年4月1日追加・改正       ウ 令和6年4月1日追加・改正	II 改正年月日 ア 平成19年 4月 1日運用 イ 平成19年11月30日改正 ウ 平成20年 4月 1日改正 エ 平成21年 4月 1日改正 オ 平成22年 4月 1日改正 カ 平成23年 4月 1日改正 カ 平成24年 4月 1日追加・改正 ク 平成24年10月 1日追加 ケ 平成25年 4月 1日追加 フ 平成26年10月 1日追加 シ 平成29年 4月 1日追加 シ 平成31年 4月 1日追加 シ 平成31年 4月 1日追加 ス 令和 2年 4月 1日追加 ス 令和 4年 4月 1日追加・改正 ソ 令和 5年 4月 1日追加・改正
(以下省略)	(以下省略)

改正案				現行			
4. 法第34条第1号関係				4. 法第34条第1号関係			
問 1	各種店舗の許可が可能か	180頁		問1	各種店舗の許可が可能か	180頁	
	問2から15は省略				問2から15は省略		
問16	1号の連たんは市街化区域を含められるか	184頁		問16	1号の連たんは市街化区域を含められるか	183頁	
5. 法	第34条第2号関係		5	5. 法统	第34条第2号関係		
問1	温泉は観光資源になるか	184頁		問1	温泉は観光資源になるか	183頁	
6. 法	第34条第4号関係		6	5. 法统	第34条第4号関係		
問1	漬物工場は4号で可能か	185頁		問1	漬物工場は4号で可能か	184頁	
問 2	モヤシの生産工場は4号で可能か	185頁		問 2	モヤシの生産工場は4号で可能か	184頁	
問 3	しめじ温室は4号で可能か	185頁		問3	しめじ温室は4号で可能か	184頁	
問 4	法人が経営する養鶏場は許可可能か	185頁		問4	法人が経営する養鶏場は許可可能か	184頁	
7. 法	第34条第7号関係		7	7. 法统	第34条第7号関係		
問 1	申請は工場である必要があるか	186頁		問1	申請は工場である必要があるか	185頁	
問 2	工事完了後、申請者又は既存工場が倒産等で撤退した場合、手続きが必要か	186頁		問 2	工事完了後、申請者又は既存工場が倒産等で撤退した場合、手続きが必要か	185頁	
問 3	工事完了後、申請工場の既存工場への吸収合併は、用途変更Ⅰとして扱うこ	186頁		問3	工事完了後、申請工場の既存工場への吸収合併は、用途変更Ⅰとして扱うこ	185頁	
	とは可能か				とは可能か		
問 4	既存工場との関係が5割未満になった場合、用途変更 I として扱うことは可	186頁		問 4	既存工場との関係が5割未満になった場合、用途変更Ⅰとして扱うことは可	185頁	
	能か				能か		
問 5	既存工場と申請工場の敷地境界に区画は必要か	186頁		問 5	既存工場と申請工場の敷地境界に区画は必要か	185頁	
問 6	開発区域は既存工場を含むか	186頁		問 6	開発区域は既存工場を含むか	185頁	
問 7	工事完了後、申請者と既存工場が制作ラインの変更、所有者の変更等により	186頁		問 7	工事完了後、申請者と既存工場が制作ラインの変更、所有者の変更等により5	185頁	
	50%の関係がなくなった場合や用途変更する場合				0%の関係がなくなった場合や用途変更する場合		

	改正案	
問8	申請者と既存工場の申請者は同一でよいか	187頁
問 9	質的改善がなされるのは、既存工場と申請者(工場)のどちらでいいのか	187頁
問10	新規事業のための効率化は質的改善として認められるか。	187頁
問11	申請者(工場)は、現工場敷地で引き続き操業してよいのか	187頁
問12	一度許可を受けた事業者が再度同じ既存工場との関係性を主張し、許可を受	187頁
	けることは可能か。また、その場合の敷地面積の上限は	
問13	生産物の関係における「生産物」の取扱い	187頁

### 8. 法第34条第9号関係

問1	自動車修理工場は9号で可能か	188頁
問 2	9号開発で管理用住宅設置は可能か	188頁
問3	コンビニエンスストアの駐車場について	188頁
問4	2業種以上の別棟店舗が同一敷地で可能か	188頁

## 9. <mark>法第34条第14号·</mark>法第34条第12号関係(条例第3条第

## 1号 分家)関係

問 1	抵当権の設定された土地の取扱い	
問 2	養子の分家は可能か	189頁
問3	長男の分家は可能か	189頁
問 4	叔父から土地の贈与を受けての分家	189頁
問 5	所有権のない耕作地への分家	189頁
問 6	親等が市街化区域内に土地を所有している場合の取扱い(貸地済みの場合)	189頁
問 7	線引後取得した集落に近い土地の分家	189頁

## 現行

問8	申請者と既存工場の申請者は同一でよいか	186頁
問 9	質的改善がなされるのは、既存工場と申請者(工場)のどちらでいいのか	186頁
問10	新規事業のための効率化は質的改善として認められるか。	186頁
問11	申請者(工場)は、現工場敷地で引き続き操業してよいのか	186頁
問12	一度許可を受けた事業者が再度同じ既存工場との関係性を主張し、許可を受	186頁
	けることは可能か。また、その場合の敷地面積の上限は	
問13	生産物の関係における「生産物」の取扱い	186頁

## 8. 法第34条第9号関係

問1	自動車修理工場は9号で可能か	187頁
問 2	9号開発で管理用住宅設置は可能か	187頁
問3	コンビニエンスストアの駐車場について	187頁
問4	2業種以上の別棟店舗が同一敷地で可能か	187頁

### 9. 法第34条第12号関係(条例第3条第1号 分家)関係

問1	抵当権の設定された土地の取扱い	188頁
問 2	養子の分家は可能か	188頁
問3	長男の分家は可能か	188頁
問4	叔父から土地の贈与を受けての分家	188頁
問 5	所有権のない耕作地への分家	188頁
問 6	親等が市街化区域内に土地を所有している場合の取扱い(貸地済みの場合)	188頁
問 7	線引後取得した集落に近い土地の分家	188頁

	改正案			現行			
問8	親等が市街化区域内に土地を所有している場合の取扱い(遺言公正証書がある場合)	190頁		問8	親等が市街化区域内に土地を所有している場合の取扱い(遺言公正証書がある場合)	189頁	
問 9	分家開発の連たんの取扱い	190頁		問 9	分家開発の連たんの取扱い	189頁	
問10	線引前に兄が売買により取得した土地に妹は分家可能か	190頁		問10	線引前に兄が売買により取得した土地に妹は分家可能か	189頁	
問11	親等が未線引区域に土地を所有している場合の取扱い	190頁		問11	親等が未線引区域に土地を所有している場合の取扱い	189頁	
問12	分家許可を受けた者が死亡した後の建て替え等の取扱い	190頁		問12	分家許可を受けた者が死亡した後の建て替え等の取扱い	189頁	
問13	分家許可を受けた敷地の一部における他の兄弟の分家	190頁		問13	分家許可を受けた敷地の一部における他の兄弟の分家	189頁	
問14	分家要件のある者と離別した配偶者の離別した親等からの分家	191頁		問14	分家要件のある者と離別した配偶者の離別した親等からの分家	190頁	
問15	接道していない土地への分家	191頁		問15	接道していない土地への分家	190頁	
問16	弟が相続した土地への姉の分家	191頁		問16	弟が相続した土地への姉の分家	190頁	
問17	分家で併用住宅は可能か	191頁		問17	分家で併用住宅は可能か	190頁	
問18	完了していない分家開発許可を引き継ぐ場合の取扱い	191頁		問18	完了していない分家開発許可を引き継ぐ場合の取扱い	190頁	
問19	申請者が土地、建物を所有しているが第三者に貸している、又は譲渡予定の 場合は許可可能か	191頁		問19	申請者が土地、建物を所有しているが第三者に貸している、又は譲渡予定の 場合は許可可能か	190頁	
問20	隣接する市町村の戸数を連たんに含めることは可能か	192頁		問20	隣接する市町村の戸数を連たんに含めることは可能か	191頁	
問21	非農地とは	192頁		問21	非農地とは	191頁	
問22	規則第5条第二号イの「その他の独立して世帯を構成する事情」とは	192頁		問22	規則第5条第二号イの「その他の独立して世帯を構成する事情」とは	191頁	
問23	属人性のある開発許可を連名で申請したいが、許可要件者以外の申請者の制 限はあるか	192頁		問23	属人性のある開発許可を連名で申請したいが、許可要件者以外の申請者の制 限はあるか	191頁	
問24	属人性のある開発許可を連名で取得したが建築確認は単名申請したい、分家 要件は妻にあるが夫の単名申請は可能か	192頁		問24	属人性のある開発許可を連名で取得したが建築確認は単名申請したい、分家 要件は妻にあるが夫の単名申請は可能か	191頁	
問25	市規則第6条ただし書き「不整形である場合」とは。	193頁		問25	市規則第6条ただし書き「不整形である場合」とは。	192頁	

### 新旧対照表

### 質疑応答集

	改正案	
問26	市規則第6条ただし書き「不整形である場合」の小規模な残地の扱いについ	193頁
	て。	
問27	市規則第6条の敷地面積と建築基準法第42条第2項道路の後退部分の扱い	193頁
	について。	
問28	50戸連たんの50戸のカウントについて	193頁
問29	一級河川の対岸の建物は連たんと言えるか	193頁
問30	線引時に複数人で共有していた土地における分家開発について。	194頁
問31	開発審査会同意を要する浸水区域内の分家住宅の完了検査について	194頁

# 10. 法第34条第12号(条例第3条第2号 既存宅地内建物· 再開発等)関係

問1	現在畑として使用している宅地は既存の宅地要件があるか	195頁
問 2	一筆の敷地の一部が宅地の場合の既存宅地の範囲について	195頁
問3	既存宅地証明の必要書類について	195頁
問4	既存建築物の敷地内の「馬入れ」の取扱い	195頁
問 5	接道していない既存宅地の通路部分の取扱い	196頁
問 6	道路隅切り用地として隣地農地を加えることは可能か	196頁
問 7	既存宅地の切土・盛土又は擁壁整備は許可可能か	196頁
問8	道路位置指定を含む土地の既存宅地の再開発の取扱い	196頁
問 9	敷地増許可を受けたときの線引前から使用していた部分の既存宅地性につい	196頁
	τ	

## 現行

問26	市規則第6条ただし書き「不整形である場合」の小規模な残地の扱いについ	192頁
	て。	
問27	市規則第6条の敷地面積と建築基準法第42条第2項道路の後退部分の扱い	192頁
	について。	
問28	50戸連たんの50戸のカウントについて	192頁
問29	一級河川の対岸の建物は連たんと言えるか	192頁
問30	線引時に複数人で共有していた土地における分家開発について。	193頁

# 10. 法第34条第12号(条例第3条第2号 既存宅地内建物・ 再開発等)関係

問1	現在畑として使用している宅地は既存の宅地要件があるか	194頁
問 2	一筆の敷地の一部が宅地の場合の既存宅地の範囲について	194頁
問3	既存宅地証明の必要書類について	194頁
問4	既存建築物の敷地内の「馬入れ」の取扱い	194頁
問 5	接道していない既存宅地の通路部分の取扱い	195頁
問 6	道路隅切り用地として隣地農地を加えることは可能か	195頁
問7	既存宅地の切土・盛土又は擁壁整備は許可可能か	195頁
問8	道路位置指定を含む土地の既存宅地の再開発の取扱い	195頁
問 9	敷地増許可を受けたときの線引前から使用していた部分の既存宅地性につい	195頁
	τ	

# 1 1. 法第 3 4 条第 1 2 号 (条例第 3 条第 5 号 既存集落内建物) 関係

問1	既存集落内の自己用住宅で親が建築可能な土地を所有している場合の取扱い	197頁
問 2	既存集落の自己用住宅で前面道路が接続する他の道路の取扱い	197頁
問3	併用住宅は可能か	197頁
問4	申請者が土地、建物を所有しているが第三者に貸している、又は譲渡予定の	197頁
	場合は許可可能か	
問 5	隣接する市町村の戸数を連たんに含めることは可能か	197頁
問 6	申請者は結婚等独立して世帯を構成する事情を有していることが必要か。	198頁
問7	属人性のある開発許可を連名で申請したいが、許可要件者以外の申請者の制	198頁
	限はあるか	
問8	属人性のある開発許可を連名で取得したが建築確認は単名申請したい、既存	198頁
	集落内建物の要件は妻にあるが夫の単名申請は可能か	
問 9	平成19年4月1日以前から白地だった農地が青地に戻されたが、既存集落	198頁
	内建物の許可は可能か。	
問10	市規則第14条第2号「通勤可能である場合」とは。	199頁
問11	市規則第15条ただし書き「不整形である場合」とは。	199頁
問12	市規則第15条の敷地面積について、小規模な残地の扱いについて。	199頁
問13	市規則第15条の敷地面積について、建築基準法第42条第2項道路の後退	199頁
	部分の扱いについて。	

### 12. 法第34条第13号関係

問1	13号の許可造成後の第三者への譲渡	200頁
問 2	既存権利届出後、その土地を子供に贈与した場合、届出の効力は有効か	200頁

### 13. 法第34条第14号・条例第3条第3号関係(敷地増)

問1 庭用地の拡張の取扱い 20
------------------

## 1 1. 法第 3 4 条第 1 2 号 (条例第 3 条第 5 号 既存集落内建物) 関係

既存集落内の自己用住宅で親が建築可能な土地を所有している場合の取扱い	196頁
既存集落の自己用住宅で前面道路が接続する他の道路の取扱い	196頁
併用住宅は可能か	196頁
申請者が土地、建物を所有しているが第三者に貸している、又は譲渡予定の	196頁
場合は許可可能か	
隣接する市町村の戸数を連たんに含めることは可能か	196頁
申請者は結婚等独立して世帯を構成する事情を有していることが必要か。	197頁
属人性のある開発許可を連名で申請したいが、許可要件者以外の申請者の制	197頁
限はあるか	
属人性のある開発許可を連名で取得したが建築確認は単名申請したい、既存	197頁
集落内建物の要件は妻にあるが夫の単名申請は可能か	
平成19年4月1日以前から白地だった農地が青地に戻されたが、既存集落	197頁
内建物の許可は可能か。	
市規則第14条第2号「通勤可能である場合」とは。	198頁
市規則第15条ただし書き「不整形である場合」とは。	198頁
市規則第15条の敷地面積について、小規模な残地の扱いについて。	198頁
市規則第15条の敷地面積について、建築基準法第42条第2項道路の後退	198頁
部分の扱いについて。	
	既存集落の自己用住宅で前面道路が接続する他の道路の取扱い  伸用住宅は可能か 申請者が土地、建物を所有しているが第三者に貸している、又は譲渡予定の 場合は許可可能か  隣接する市町村の戸数を連たんに含めることは可能か 申請者は結婚等独立して世帯を構成する事情を有していることが必要か。  属人性のある開発許可を連名で申請したいが、許可要件者以外の申請者の制 限はあるか  属人性のある開発許可を連名で取得したが建築確認は単名申請したい、既存 集落内建物の要件は妻にあるが夫の単名申請は可能か  平成19年4月1日以前から白地だった農地が青地に戻されたが、既存集落 内建物の許可は可能か。  市規則第14条第2号「通勤可能である場合」とは。  市規則第15条の敷地面積について、小規模な残地の扱いについて。  市規則第15条の敷地面積について、建築基準法第42条第2項道路の後退

### 12. 法第34条第13号関係

問1	1 3 号の許可造成後の第三者への譲渡	199頁
問2	既存権利届出後、その土地を子供に贈与した場合、届出の効力は有効か	199頁

### 13. 法第34条第14号・条例第3条第3号関係(敷地増)

問1 庭用地の拡張の取扱い 200頁			
	問1	庭用地の拡張の取扱い	200頁

	改正案	
問 2	敷地増の申請には既存部分を含めるか	201頁
問3	分家の敷地増は可能か	201頁
問 4	敷地増は借地で可能か	201頁
問 5	線引後に操業開始をした工場の敷地増	201頁
問 6	相続権者の敷地増	202頁
問 7	線引後取得した住宅地の敷地増	202頁
問8	借家で使用している者の敷地増	202頁
問 9	用途変更を伴う敷地増	202頁
問10	既存敷地の分筆後の敷地増	202頁
問11	線引き前からの継続しての同一用途とは	202頁

### 14. 法第34条第14号・条例第3条第4号関係(公共移転)

問1	公共事業の代替地として開発できる面積の取扱い	203頁
問 2	公共移転による借地借家人の開発	203頁
問3	戸建て貸住宅の公共移転に係る代替戸数の取扱い	203頁
問 4	庭の一部が公共事業により買収される場合の取扱い	203頁

### 15. 法第34条第14号関係・条例第3条関係(その他)

問1	大規模指定既存集落の辺沿部の戸数の取扱い	204頁
問 2	教会の取扱い	204頁
問3	大規模指定既存集落の存する中学校区内とは	204頁
問4	新聞社の支局は可能か	204頁
問 5	タクシーの営業所は可能か	204頁
問 6	東電の営業所は可能か	204頁
問7	市が土地開発し、県警が交番を建築したい、開発許可申請手続きは必要か	204頁

## 現行

問 2	敷地増の申請には既存部分を含めるか	200頁
問3	分家の敷地増は可能か	200頁
問 4	敷地増は借地で可能か	200頁
問 5	線引後に操業開始をした工場の敷地増	200頁
問 6	相続権者の敷地増	201頁
問7	線引後取得した住宅地の敷地増	201頁
問8	借家で使用している者の敷地増	201頁
問 9	用途変更を伴う敷地増	201頁
問10	既存敷地の分筆後の敷地増	201頁

### 14. 法第34条第14号・条例第3条第4号関係(公共移転)

問1	公共事業の代替地として開発できる面積の取扱い	202頁
問 2	公共移転による借地借家人の開発	202頁
問3	戸建て貸住宅の公共移転に係る代替戸数の取扱い	202頁
問4	庭の一部が公共事業により買収される場合の取扱い	202頁

### 15. 法第34条第14号関係・条例第3条関係(その他)

問1	大規模指定既存集落の辺沿部の戸数の取扱い	203頁
問 2	教会の取扱い	203頁
問3	大規模指定既存集落の存する中学校区内とは	203頁
問4	新聞社の支局は可能か	203頁
問 5	タクシーの営業所は可能か	203頁
問 6	東電の営業所は可能か	203頁
問7	市が土地開発し、県警が交番を建築したい、開発許可申請手続きは必要か	203頁

	改正案	
問8	市街化調整区域と市街化区域にまたがるゴルフ練習場の取扱い	204頁
問 9	条例第3条第6号で一般住宅には共同住宅を含むか	205頁
問10	基準4-1、基準4-2の一般住宅には建物規模は問わないか	205頁
問11	属人性の強い許可とは	205頁
問12	大規模指定既存集落内の存する中学校区内の取扱い	205頁
問13	大規模指定既存集落内の存する中学校区内の取扱い	206頁
問14	指定集落内建物における本家世帯主の世代交代について	206頁
問15	有料老人ホームⅠはサービス付高齢者向け住宅の対象となるか	206頁
問16	有料老人ホームⅠから有料老人ホームⅡへの用途の変更は用途変更になるか	207頁
問17	有料老人ホームⅡの地域密着型サービス事業書は別棟でも可能か	207頁
問18	有料老人ホームⅡにおける地域密着型サービス事業書は、地域密着型サービ	207頁
	ス事業所としての立地基準も満たす必要はあるか	
問19	地域利便施設における建築物の業種で、衣食住に関する各種食品小売業とは	207頁
	どのようなものか	
問20	地域利便施設における建築物の業種で、自動車関連部品等を販売する店舗と	207頁
	はどのようなものか	

## 16. 法第42条関係

ħ	問1	開発許可を受けた予定建築物の用途変更	208頁
F	問 2	自己の事情により売却された分家住宅は改築可能か 13号で開発許可を受けた工場が経営不振で閉鎖された場合、購入した第三	
F	問3		
		者は増築可能か	
F	問4	1号の用途変更	208頁
ħ	問 5	法第42条及び43条の申請者	208頁

## 現行

_			
	問8	市街化調整区域と市街化区域にまたがるゴルフ練習場の取扱い	203頁
	問 9	条例第3条第6号で一般住宅には共同住宅を含むか	204頁
	問10	基準4-1、基準4-2の一般住宅には建物規模は問わないか	204頁
	問11	属人性の強い許可とは	204頁
	問12	大規模指定既存集落内の存する中学校区内の取扱い	204頁
	問13	大規模指定既存集落内の存する中学校区内の取扱い	205頁
	問14	指定集落内建物における本家世帯主の世代交代について	205頁
	問15	有料老人ホームⅠはサービス付高齢者向け住宅の対象となるか	205頁
	問16	有料老人ホームⅠから有料老人ホームⅡへの用途の変更は用途変更になるか	206頁
	問17	有料老人ホームⅡの地域密着型サービス事業書は別棟でも可能か	206頁
	問18	有料老人ホームⅡにおける地域密着型サービス事業書は、地域密着型サービ	206頁
		ス事業所としての立地基準も満たす必要はあるか	
	問19	地域利便施設における建築物の業種で、衣食住に関する各種食品小売業とは	206頁
		どのようなものか	
	問20	地域利便施設における建築物の業種で、自動車関連部品等を販売する店舗と	206頁
		はどのようなものか	

## 16. 法第42条関係

問1	開発許可を受けた予定建築物の用途変更	
問 2	自己の事情により売却された分家住宅は改築可能か	207頁
問3	13号で開発許可を受けた工場が経営不振で閉鎖された場合、購入した第三	207頁
	者は増築可能か	
問 4	1号の用途変更	207頁
問 5	法第42条及び43条の申請者	207頁

改正案			現行			
7. }	去第43条関係		17. 法第43条関係			
問1	機械工場から繊維工場への用途変更	209頁		問1	機械工場から繊維工場への用途変更	208頁
問 2	既存権利の届出に基づく法第43条許可を受けた建築物を孫が建て替え可能 か	209頁		問 2	既存権利の届出に基づく法第43条許可を受けた建築物を孫が建て替え可能 か	208頁
問3	緑引前からの農家住宅の敷地の一部に息子夫婦の家を建てる場合の取扱い	209頁		問3	線引前からの農家住宅の敷地の一部に息子夫婦の家を建てる場合の取扱い	208頁
問 4	線引前からの農家住宅の敷地を分割し分譲する場合の取扱い	209頁		問4	線引前からの農家住宅の敷地を分割し分譲する場合の取扱い	208頁
問 5	既存権利の基づき住宅を建築した土地の分割売却後の建築	209頁		問5	既存権利の基づき住宅を建築した土地の分割売却後の建築	208頁
問 6	線引き以前からの店舗併用住宅を店舗専用にしたいが許可必要か	209頁		問 6	線引き以前からの店舗併用住宅を店舗専用にしたいが許可必要か	208頁
問 7	線引き以前からの住宅を共同住宅にしたいが許可必要か	210頁		問7	線引き以前からの住宅を共同住宅にしたいが許可必要か	209頁
問8	線引き以前からの工場を一戸建ての住宅にしたいが許可必要か	210頁		問8	線引き以前からの工場を一戸建ての住宅にしたいが許可必要か	209頁
問 9	線引き以前からの住宅用地 2 区画を合わせて 1 区画の住宅用地としたいが許可必要か	210頁		問 9	線引き以前からの住宅用地2区画を合わせて1区画の住宅用地としたいが許 可必要か	209頁
問10	市街化調整区域内の建築物の建て替えの建築確認申請に必要な書類は	210頁		問10	市街化調整区域内の建築物の建て替えの建築確認申請に必要な書類は	209頁
問11	既存宅地の確認を受けた者と建築確認申請者が異なるが支障あるか	210頁		問11	既存宅地の確認を受けた者と建築確認申請者が異なるが支障あるか	209頁
問12	既存宅地の確認を受けた敷地を分割して使用する場合は許可必要か	211頁		問12	既存宅地の確認を受けた敷地を分割して使用する場合は許可必要か	210頁
8. }	去第45条関係		1	8. }	去第45条関係	
問1	完了公告前に競落した土地の特定承継の取扱い	212頁		問1	完了公告前に競落した土地の特定承継の取扱い	211頁
問 2	完了公告済みの土地の特定承継の取扱い	212頁		問 2	完了公告済みの土地の特定承継の取扱い	211頁
9. 線引区域外関係			1	9. 絹	泉引区域外関係	
問1	非線引都市計画区域で以前からある工場の敷地増	213頁		問1	非線引都市計画区域で以前からある工場の敷地増	212頁

## 新旧対照表

## 質疑応答集

改正案			
問 2	ブロイラー加工工場の取扱い	213頁	
問3	既存のクラッシャープラントと砂利プールの取扱い	213頁	
問 4	馬の調教場について	213頁	
問5	露天資材置場の管理事務所の取扱い	213頁	

現行 現行			
問 2	プロイラー加工工場の取扱い	212頁	
問3	既存のクラッシャープラントと砂利プールの取扱い	212頁	
問4	馬の調教場について	212頁	
問5	露天資材置場の管理事務所の取扱い	212頁	

## 20. 特定工作物関係

問1	河川敷を利用した野球場の造成の取扱い	214頁
問 2	運動場に駐車場を併設する場合の取扱い	214頁
問3	危険物の地下貯蔵所	214頁
問 4	プロバン基地、ガソリンスタンドの石油貯蔵施設は調整区域にできるか	214頁
問 5	ゴルフコースで許可を受けた後の用途変更	214頁
問 6	ゴーカート場の造成	215頁
問 7	墓園は自己業務用か	215頁
問8	釣り堀の取扱い	215頁

## 20. 特定工作物関係

問1	河川敷を利用した野球場の造成の取扱い	213頁
問2	運動場に駐車場を併設する場合の取扱い	213頁
問3	危険物の地下貯蔵所	213頁
問4	プロパン基地、ガソリンスタンドの石油貯蔵施設は調整区域にできるか	213頁
問 5	ゴルフコースで許可を受けた後の用途変更	213頁
問 6	ゴーカート場の造成	214頁
問7	墓園は自己業務用か	214頁
問8	釣り堀の取扱い	214頁

## 21. 法第33条関係

問1	片側すみ切りの取扱い	216頁
問 2	開発区域が前面道路に2箇所以上で接している場合の接道長さは、各接道長	216頁
	さの合計とすることが可能か。	
問3	旗竿形状の開発区域と前面道路が直角以外で接道している場合で、路地状の	216頁
	部分が規定幅員を満たさない場合、許可可能か。	

## 21. 法第33条関係

問1	片側すみ切りの取扱い	215頁
問 2	開発区域が前面道路に2箇所以上で接している場合の接道長さは、各接道長	215頁
	さの合計とすることが可能か。	
問3	旗竿形状の開発区域と前面道路が直角以外で接道している場合で、路地状の	215頁
	部分が規定幅員を満たさない場合、許可可能か。	

	改正案	現行
問4	開発区域の境界に沿って「緩衝効果を有しない道路」と「緩衝効果を有する 河川」が連続して存する場合、「緩衝効果を有しない道路」の幅員(全幅) を緩衝帯に算入できる幅として扱うことは可能か。	問4 開発区域の境界に沿って「緩衝効果を有しない道路」と「緩衝効果を有する 河川」が連続して存する場合、「緩衝効果を有しない道路」の幅員(全幅) を緩衝帯に算入できる幅として扱うことは可能か。
問 5	政令第25条第4号や規則第20条で住宅建築を目的とする開発行為におい 217頁 て道路幅員の規定が定められているが、「住宅系」には「共同住宅」や「サ 高住」は含まれるか。	問5 政令第25条第4号や規則第20条で住宅建築を目的とする開発行為において道路幅員の規定が定められているが、「住宅系」には「共同住宅」や「サー高住」は含まれるか。
	179.0003 17.00 017.7 07.7 0	prince to the second of

改正案

法第34条第1号関係 4-3

(省略)

コタ

- 問14 法第34条第1号の運用基準でいう「他の許可基準に 適合し、住宅を建築できる要件を備えている者」とはど ういうものか。
- 答 「住宅を建築できる要件を備えている者」とは、以下の a , b のいずれかの人的要件を満たす者、又は c , d いずれかの敷地要件を満たす場合とする。
- a.分家住宅(太田市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例(平成18年12月25日条例第65号)第3条第1号の基準をいい、法第34条第14号に該当する分家住宅は除く。)の要件を備えている者。ただし、敷地面積は法第34条第1号の基準によるものとする。
- b.既存集落内建物(同条例第3条第5号の基準。)の要件を備えている者。ただし、敷地面積および土地の位置については法第34条第1号の基準によるものとする。
- c.敷地が既存宅地内建物の基準に該当する場合 同条例第3条第2号に該当する敷地。ただし、敷地面積は1,000 ㎡以下で、かつ線引き前宅地の要件を備える敷地のみとする。
- d.既存建物の用途が15年適法建築物の基準に該当する場合 同条例第3条第6号に該当する敷地。ただし、敷地面積は 1,000 ㎡以下で、かつ15適法建築物が認められる敷地の範囲 までとする。

(以下省略)

現行

法第34条第1号関係 4-3 (省略)

- 問14 法第34条第1号の運用基準でいう「他の許可基準に適合し、住宅を建築できる要件を備えている者」とはどういうものか。
- 答 条例第3条第1号「分家住宅」第5号「既存集落内建 物」の要件の該当者等が考えられる。

改正案	現行
法第34条第14号· 法第34条第12号(条例第3条第1号 分	法第34条第12号(条例第3条第1号 分家)関係 9-1
家) 関係 9-1	
(問1から問7 省略)	(問 1 から問 7 省略)
法第34条第14号· 法第34条第12号(条例第3条第1号 分	法第34条第12号(条例第3条第1号 分家)関係 9-2
家)関係 9-2	
(問8から問13 省略)	(問8から問13 省略)
法第34条第14号·       法第34条第12号(条例第3条第1号 分	法第34条第12号(条例第3条第1号 分家)関係 9-3
家)関係 9-3	
(問 14 から問 19 省略)	(問 14 から問 19 省略)
<b>法第34条第14号</b> ·法第34条第12号(条例第3条第1号 分	法第34条第12号(条例第3条第1号 分家)関係 9-4
家)関係 9-4	
(問 20 から問 24 省略)	(問 20 から問 24 省略)
1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1	
法第34条第14号·       法第34条第12号(条例第3条第1号 分	法用 3 4 余 用 1 2 号(条 例 用 3 余 用 1 号
家)関係 9-5	
(問 25 から問 29 省略)	(問 25 から問 29 省略)
<b>法第34条第14号・</b> 法第34条第12号(条例第3条第1号 分	注第 2 <i>4</i> 久第 1 2 早 (久刷第 2 久第 1 早 - 公宏) 関係 0 - 4
家)関係 9-6	仏知3年末知12万(末門第3末第1万 刀豕)
(問 30 省略)	(問 30 省略)
(Hil 30 目 Hil)	(山, 30 目点)

改正案	現行
<u>9</u>	
問31 開発審査会同意を要する浸水区域内の分家住宅の完了	
検査について。	
答 通常検査に加え、想定浸水深の高さも確認する必要があること	
から、以下の準備が整った後に検査を受けること。	
・現地にて、土地利用計画図に記載される BM および建物の建	
<u>築位置がわかるようにしておく。</u>	
・開発完了届には平面図、立面図、断面図(又は矩計図)を添付す	
<u>る。</u>	

改正案 現行 法第34条第12号(条例第3条第2号 既存宅地内建物・再開発 │ 法第34条第12号(条例第3条第2号 既存宅地内建物・再開発 等)関係 10-2 等)関係 10-2 (問5から8 省略) (問5から8 省略) アタ 問9 敷地増許可を受け完了した敷地のうち、線引前から使用し 問9 敷地増許可を受け完了した敷地のうち、線引前から使用し ていた部分を「既存宅地内建物」の基準に合致することか ていた部分を「既存宅地内建物」の基準に合致することか ら別の用途に建て替えたいが可能か。 ら別の用途に建て替えたいが可能か。 答 可能。ただし、敷地増の許可は、線引き前から引き続き同じ用 | 答 敷地増の許可は、線引き前から引き続き同じ用途で使用するこ 途で使用することを前提として認められる許可であるため、許可 とを前提として認められる許可であるため、敷地増の許可を受け 内容のとおり一敷地として利用するのが望ましい。 完了した後は許可を受けた敷地全体が許可を受けた土地として扱 われるため不可。

質疑応答集	
改正案	現行
法第34条第14号・条例第3条第3号関係(敷地増) 13-2	法第34条第14号・条例第3条第3号関係(敷地増) 13-2
(中略)	(中略)
P	P
問10 線引前より引き続き同用途で使用している既存敷地を	問10 線引前より引き続き同用途で使用している既存敷地を
線引き後、複数に分割してそれぞれの敷地増は許可可能か。	線引き後、複数に分割してそれぞれの敷地増は許可可能か。
答 太田市開発審査会提案基準の敷地増でいう既存敷地とは、線引	答 太田市開発審査会提案基準の敷地増でいう既存敷地とは、線引
き時点において既に使用されていた敷地をさす。よって、線引き	き時点において既に使用されていた敷地をさす。よって、線引き
後、複数に分割した場合は不可。	後、複数に分割した場合は不可。
A A	
問11 線引き前より継続して同一用途で使用されていたもの	
とは。	
答 建築物が現存し、以下の要件であるもの。	
・線引き前から存する建築物(適法な手続きを行い、線引時に建	
築工事に着手していた建築物は含む。)若しくはその建築物を	
増改築した建築物。	
・線引き後に既存宅地確認により新築若しくは用途変更した建築	
物若しくはその建築物を増改築した建築物。	

改正案	現行
法第34条第14号関係・条例第3条関係(その他) 15-2	法第34条第14号関係・条例第3条関係(その他) 15-2
(省略)       アセタ       問11 属人性の強い許可にはどの様なものがあるか。	(省略) <u>アセ</u> 問11 属人性の強い許可にはどの様なものがあるか。
答 条例第3条第1号, 4号, 5号, 提案基準1, 2, 3,	答 条例第3条第1号, 4号, 5号, 提案基準1, 2, 3,
5, 11, 17, 19, 20, 21及び法第34条第1号の日常生	5, 11, 17, 19, 20, 21 <u>に該当するものがある。</u>
活に必要な物品等の販売店等で条例第1号又は5号の基準をもとに 併用住宅としたものが該当する。	
<u> </u>	
(以下、省略)	(以下、省略)